

日本脳卒中の外科学会

技術指導医・更新申請要綱

(2026年4月更新用)

日本脳卒中の外科学会 技術認定委員会

I 審査の概要

1. 日本脳卒中の外科学会定款および技術認定制度細則に従い、2026年3月31日に認定期間満了を迎える技術指導医の更新審査を実施します。申請資格を満たしている場合のみ申請できます。申請希望者は、以下の要項を熟読し、必要書類を提出してください。

2. 技術認定委員会により書類審査が行われます。

3. 申請期間：

2026年3月6日(金)～2026年4月10日(金)まで(消印有効)

4. 審査日程

2026年4月10日 申請締切

申請締切後 書類審査

(この間、事務局および審査担当委員から申請内容について照会することがあります)

2026年4月下旬頃 審査終了

2026年5月以降 本人に結果通知送付

5. 申請書類送付先および申請要項に関する照会

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1
東北大学大学院医学系研究科 神経外科学分野
一般社団法人日本脳卒中の外科学会 事務局
TEL: 022-717-7230
E-mail: jsscs@g.tohoku.ac.jp

審査内容・結果についてのお問い合わせには一切お答えできません。

6. 申請に際しては日本脳卒中の外科学会ホームページの技術認定制度の項目を必ずお読みください。(https://nsg.med.tohoku.ac.jp/jsscs/)

II 申請資格

1. 日本脳卒中の外科学会技術指導医の資格を有すること。

[註 1-1] 2025 年申請（2026 年 4 月更新）では、認定番号が「A-2021」から始まる第 5 回技術指導医（認定期間 2021 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日まで）に認定されている方、および過去に更新申請延長を行い現在更新申請延長期間中の方が対象です。

2. 申請時（締め切り日）に満 70 歳未満であること。

[註 2-1] 2025 年申請では、生年月日が 1955 年 10 月 1 日以降を対象とします。

[註 2-2] 更新後の認定期間は 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間です。ただし満 71 歳を迎えた時点で技術認定医および指導医の認定期間は満了となります。

[註 2-3] 技術指導医が満 71 歳を迎え認定期間が満了となった際に、「シニア指導医」の称号を付与します。（ただし、技術認定医申請の際の指導医および指導医在籍施設の要件としては認められません。）

3. 2025 年度までの年会費を完納していること。

4. 過去 5 年間で、技術認定医・指導医 CEP 講習会を 1 回以上受講していること。

[註 4-1] 「技術認定医・指導医 CEP 講習会」は、有料受講および講習会講師を「受講」とします。

[註 4-2] 2025 年申請では STROKE2021 オンデマンド開催（2021/3/11～2021/4/12）の講習会からを対象とします。

[註 4-3] 未受講の方には別途受講案内を差し上げますので、申請書の受講欄には「受講予定」とご記載ください。

5. 日本脳卒中の外科学会学術集会（日本脳卒中学会、SAH/スパズム・シンポジウムを含む）において、申請前 5 年間に 3 回以上の参加歴を有すること。

[註 5-1] 2025 年申請では 2021 年第 50 回日本脳卒中の外科学会学術集会（福岡）からの回が対象となります。

[註 5-2] 事前に申し出た正当な理由がある場合、技術認定委員会での審査後、参加 1 回分を免除することがあります。

[註 5-3] 特例的に STROKE2026 の参加予定までのカウントを認めます。

6. 申請前 5 年間に脳血管障害（および血管操作を伴う関連疾患）に関する指導実績を有する（現施設長の証明書を提出）。なお、指導とは術前の方針決定や術後カンファレンスにおける指導なども含む。

[註 6-1] 申請時に所属する医療機関の施設長（病院長または部・科長）の証明（署名）を要

します。

[註 6-2] 指導実績の件数について報告ください。(全体の実態把握を目的としているため、概数でもかまいません。また、更新認定に症例数は影響しません。) 2025年申請では2020年10月1日から2025年9月30日までの指導実績が対象です。ただし、更新手続き延長中の方は当初の更新期間に加え認められた延長期間を対象とすることができます。

7. 上記の6項目全てを満たした場合のみ申請できます。

III 申請

1. 申請手続き

(1) 申請期間： 2026年3月6日(金)～2026年4月10日(金)
申請受付締め切り：2026年4月10日(金) 消印有効

(2) 提出書類

- 1 様式 4-1 (2025) : 技術指導医更新申請書原本
- 2 様式 4-2 : 施設長 (病院長または部・科長) の証明書原本

- ・提出する書類等の一式を同封して、郵送(簡易書留・レターパック)または宅配便等(配達履歴が残るもの)にてお送りください。(「申請受付通知」はお送りしません。)
- ・申請手続き後の提出書類の内容変更は一切認めません。
- ・提出された書類は返却しません。

(3) 申請書類送付先

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1
東北大学大学院医学系研究科 神経外科学分野
一般社団法人日本脳卒中の外科学会 事務局
TEL: 022-717-7230
E-mail: jsscs@g.tohoku.ac.jp

(4) 審査手数料・更新料

申請に際して審査手数料はかかりません。更新認定後に更新料10,000円(税込み)が必要です。

(5) 認定審査結果の発表

審査内容・結果についてのお問い合わせには一切お答えできません。

2. 提出書類作成上の注意

*所定の様式をホームページ「技術認定制度」の項目内よりダウンロードしてお使いください。所定の様式以外認めません。

ダウンロードした書類は A4 サイズ としてください。

様式は Microsoft Word で作成してあります。

ソフトウェアは各自ご用意ください。

*様式 4-1(2025) (申請書) は、署名 (または記名・押印) の上、原本 を提出してください。指導実績報告については、後述の【指導実績報告記入時の注意】を参照してご記入ください。

*様式 4-2 (施設長 (病院長または部・科長) の証明書) は、証明者が自筆署名をした上で 原本 を提出してください。申請者が現施設長の場合、申請者の署名で結構です。

*CEP 講習会受講証明書の提出は省略とします。

会員ページの「参加情報」欄に対象回の受講記録がない方は未受講となっております。未受講の方には後日臨時 e-Learning の受講案内を差し上げますので、指定期間内に必ず受講してください。

参考)

一般社団法人日本脳卒中の外科学会技術認定制度細則より抜粋
(資格更新)

第 13 条 技術認定医および指導医の資格更新は 5 年毎に行う。更新資格要件は、手術への関与の種類を除き、技術認定医および指導医ともに同一である。更新要件を以下に示す。

- ① 更新申請時 (更新締め切り日) 70 歳未満である。
- ② 脳血管障害 (および血管操作を伴う関連疾患) に関する診療実績 (技術認定医) または指導実績 (技術指導医) を有する (現施設長の証明書を提出)。なお、指導とは術前の方針決定や術後カンファレンスにおける指導なども含む。また、技術認定医の更新においては術者・助手としての手術参加ならびに手術見学・カンファレンス参加を診療実績として含める。
- ③ 更新期間に 3 回以上の年次学術集会 (日本脳卒中学会、SAH/スパズム・シンポジウムとの合同学術集会) の参加歴を有する。なお、事前に申し出た正当な理由がある場合、認定委員会での審査後、参加 1 回分を免除することがある。
- ④ 更新期間に 1 回以上の技術認定医・指導医 CEP 講習会の参加歴を有する。

第 14 条 更新審査にて更新が認められた者は、所定の期日までに所定の更新料を納付した後、更新証明書が交付される。

IV 注意事項

<申請内容について>

1. 技術指導医の更新申請資格審査は書類審査であるため、その記載内容は十分にチェックし、誤りなきようお願いいたします。書類の不備あるいは不十分な記載があれば不認定となる可能性があります。

2. 申請内容に虚偽があると認められた場合、倫理委員会および技術認定委員会で精査し、申請者や施設長に照会の上、学会除名、技術認定医・技術指導医資格および申請資格剥奪等の厳しい処分を課すことがあります。

<特定の理由のある場合の措置について>

特定の理由（海外への留学や勤務、妊娠・出産・育児、病気療養、介護、災害被災、その他本学会技術認定委員会がやむを得ないと認める理由）のために技術指導医の更新が困難な場合は、所定の更新申請の年に、所定の様式（様式4-3）による更新手続き延長申請を行うことができます。

1. 更新申請延長期間は原則1年とする。
2. 留学、病気、出産・育児等の事情によって1年以上の延長（1年単位、最長4年）も可能だが、理由書を添えて認定期限までに本学会技術認定委員会に申請し、承認された場合に限られる。次の更新まで最大9年間の猶予を認める。
3. 更新申請延長期間中は技術指導医を標榜することはできない。
更新に必要な規定の実績を取得後に申請し、認められれば、技術指導医資格を回復する。
次回は5年後に更新の対象となる。

また、過去に技術指導医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書等所定の申請書を添えて資格回復の申請を行ない、本学会技術認定委員会の審査を経て、同理事会での承認を得た場合に限り、資格を回復できる。資格回復後の更新は、資格喪失から4年以内の回復の場合は資格喪失から5年後に、資格喪失から4年以上経ったあとの回復の場合は、回復の翌年度になる。

<連絡先の変更があった場合>

申請後、異動等で連絡先（郵送先）が変更になった場合は、速やかに事務局へ連絡してください。

連絡がない場合、重要な書類が届かず申請者の不利益を生じる可能性があります。技術認定委員会および事務局では責任を負いかねます。

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1
東北大学大学院医学系研究科 神経外科学分野
一般社団法人日本脳卒中の外科学会 事務局
TEL: 022-717-7230
E-mail: jsscs@g.tohoku.ac.jp

【指導実績報告記入時の注意】

i. 分類のガイドライン

1. 脳動脈瘤クリッピング術	脳動脈瘤のネックをクリッピングした手術（トラッピングは対象外です）
2. バイパス手術	STA-MCA bypass, STA-SCA bypass, OA-PICA bypass など頭蓋外動脈と頭蓋内動脈を直接またはグラフトを介して吻合する手術 ※間接バイパスのみの術式は対象外です。
3. CEA	頸部頸動脈狭窄症の血行再建術
4. 血管奇形根治術	脳、脊髄あるいは硬膜動静脈奇形の開頭根治術など
5. その他の脳血管障害手術	上記以外の脳血管障害手術
6. 血管操作を伴う関連疾患	微小血管減圧術、脳血管操作を伴う脳腫瘍摘出術など

※上記手術は全て、手術用顕微鏡または外視鏡を用いた〔開頭手術またはCEA〕とする

ii. 手術症例から除外される手技

手術用顕微鏡や外視鏡を用いない開頭手術
穿頭術、短絡術、内視鏡手術、血管内治療、など

iii. 手技を途中で中止した場合：原則的に経験症例として認めない。

iv. 一症例と判断する上での注意

-1. 一症例に複数の手技を行っても同一術者の場合は一症例とする。

<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳、脊髄あるいは硬膜動静脈奇形に動脈瘤を合併し、動脈瘤クリッピング術と根治的手術を行った場合 ・動脈瘤クリッピング術の前後に頭蓋内外バイパス術を行った場合 ・頸動脈狭窄症と脳動脈瘤が合併し、CEA と脳動脈瘤クリッピング術を同時に行った場合 ・離れた部位に脳動脈瘤があり、同一日にクリッピング術を行った場合
--

※ 複数の手技を行った場合には、該当する分類から1つを選択し、一症例としてカウントする

-2. 別の術者が一症例に同一日に複数の手技を行った場合は、それが完全に独立した手術

であり、各々の術者を証明できる手術記録があれば両者をカウントできる。

(例)

- ・頸動脈狭窄症と脳動脈瘤が合併し、CEA と脳動脈瘤クリッピング術を同時に行った場合
- ・離れた部位に脳動脈瘤があり、同一日に別の開頭でクリッピング術を行った場合

(認められない例)

- ・同一の開頭で、動脈瘤クリッピング術の前後に頭蓋内外バイパス術を別の術者が行った場合
- ・脳、脊髄あるいは硬膜動静脈奇形に動脈瘤を合併し、動脈瘤クリッピング術と根治的手術を別の術者が行った場合

- 3. 「一症例と判断する上での注意」の基準を満たさないものは症例数にカウントしません。
- 4. 申請者間の重複に十分気をつけてください。既に過去の申請者により術者として申請された症例は術者としてカウントしません。

vi. 関与について

- 1. 「術者」、「指導（スクラブイン）」、「指導（その他）」の3種類あります。適切なものを選択してください。
原則として、一手術につき「術者」は1名です。「指導（スクラブイン）」、「指導（その他）」は一手術における指導者の重複が可能です。
- 2. 「指導（スクラブイン）」は手術に直接参加してディスカッションをしていることを想定しています。手術記録に申請者の名前が記載されている場合には、原則として「指導（スクラブイン）」として認められます。
- 3. 「指導（その他）」はカンファレンス等で手術アプローチや留意点などを指導やアドバイスをした場合。術前の指導方針決定も含まれます。

※申請者以外の指導医が術者である症例についての「指導（スクラブイン）」、「指導（その他）」も認められます。